

防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

令和3年3月19日 策定

令和8年3月25日 改定

三重県

1 防災工事等の推進に関する基本的な方針

(1) 三重県における農業用ため池の概要

ア 現状と基本的な考え方

県内の農業用ため池は、農業用水不足の解消を目的に、山間の溪流などを利用して築造されており、降水量の少ない伊賀地域を中心に約3,200か所が存在している。

しかし、その多くは江戸時代以前に築造されたもので、老朽化が進行しているとともに、近い将来の発生が危惧されている南海トラフ地震や気候変動の影響により頻発化・激甚化する豪雨などに対する安全性が懸念されている。

また、農業者の減少や高齢化の進行により管理組織が脆弱化しており、日常の適切な維持管理が困難となっているため池が増加している。

これらのため池のうち、決壊した場合にその周辺区域に人的被害等を与えるおそれのある1,001か所については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（以下、「法」という。）に基づき、「防災重点農業用ため池」として指定し、より緊急性の高いものから順次整備を進めている。

また整備にあわせ、県が設置した「ため池保全サポートセンターみえ」による、ため池管理者への助言・指導を通じたため池の適正管理や「ため池ハザードマップ」の整備等による防災意識の高揚を進め、ため池の防災・減災対策を総合的に推進している。

イ 所有者及び管理者の状況

別表1のとおり

(2) 三重県における防災工事等の実施状況等

別表1のとおり

2 劣化状況評価の実施に関する事項

(1) 劣化状況評価の推進計画

法の有効期間内に劣化状況評価を行った上で防災工事に着手する必要があるため、法の有効期間内を前半5年（以下「前期」という。）及び後半5年（以下「後期」という。）に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に劣化状況評価を実施する。

なお、防災工事の実施に要する期間を考慮し、後期は令和8年度までに劣化状況評価を完了させる。

ア 前期に劣化状況評価を行った防災重点農業用ため池： 784か所

イ 後期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池： 36か所

(2) 経過観察

劣化状況評価の結果、防災工事は不要であるものの、変状等が認められ経過観察が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、経過観察を行う。

経過観察を行う防災重点農業用ため池及び経過観察を行う者： 別表2のとおり

(3) 定期点検

地震や豪雨等により防災重点農業用ため池の劣化が進行する等の不測の事態が生じるおそれがあることから、防災工事が完了したものも含め、県及び市町内に存在する防災重点農業用ため池について、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

ア 定期点検の頻度：2回/年

イ 定期点検を行う者：ため池の管理者等

3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

(1) 地震・豪雨耐性評価の推進計画

法の有効期間内に地震・豪雨耐性評価を行った上で防災工事に着手する必要があるため、法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に地震・豪雨耐性評価を実施する。

なお、防災工事の実施に要する期間を考慮し、後期は令和8年度までに地震・豪雨耐性評価を完了させる。

ア 前期に地震・豪雨耐性評価を行った防災重点農業用ため池： 784 か所

イ 後期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池： 36 か所

ウ 個々の防災重点農業用ため池に関する情報： 別表2のとおり

(2) 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件（知事特認）

基本指針第3の2(1)③に規定する「都道府県知事が特に必要と認めるもの」は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池とする。

4 防災工事の実施に関する事項

(1) 防災工事（廃止工事を除く。）の推進計画

法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に防災工事を実施する。

ア 前期に防災工事を行った防災重点農業用ため池： 50 か所

イ 後期に防災工事を行う防災重点農業用ため池： 61 か所

ウ 個々の防災重点農業用ため池の情報： 別表2のとおり

(2) 廃止工事の推進計画

法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に廃止工事を実施する。

ア 前期に廃止工事を行った防災重点農業用ため池： 15 か所

イ 後期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池： 13 か所

ウ 個々の防災重点農業用ため池の情報： 別表2のとおり

(3) 防災工事の実施に当たっての配慮すべき事項

ア 文化財保護担当部局との調整

防災工事等を実施する者は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 125 号の規定に基づき史跡・名勝等に指定されている農業用ため池、重要文化財的景観の構成要素となっている農業用ため池及び史跡名勝天然記念物等の指定地内に存する農業用ため池について工事等を実施する場合は、文化財保護法第 125 条に基づく所定の手続きを行い、適切に実施することとする。

イ 環境担当部局との調整

防災工事等を実施する者は、事前に十分な調査を行い、絶滅危惧種などが生息・生育する農業用ため池について工事等を実施する場合は、土地改良事業設計指針「ため池整備」等を参考に環境との調和への配慮を適切に行い、必要な措置を講ずることとする。

ウ 上水道担当部局との調整

防災工事等を実施する者は、上水道の貯水池として共同利用されている農業用ため池において工事等を実施する場合は、県又は市町の上水道担当部局と費用分担に係る協議・調整を行うこととする。

エ その他

防災工事等を実施する者は、堤防等が道路・公園等として利用されている農業用ため池において工事等を実施する場合、県又は市町の当該施設機能を所管する部局と協議・調整を行うこととする。

5 防災工事等の実施に当たっての市町との役割分担及び連携に関する事項

(1) 防災工事等の実施主体

ア 劣化状況評価

市町

イ 地震・豪雨耐性評価

市町

ウ 防災工事（廃止工事を除く。）

(ア) 受益面積 2 ha 以上かつ農村地域防災減災事業にて実施する防災工事については県

(イ) 上記(ア)以外の場合については市町

エ 廃止工事

市町

(2) 技術指導等の内容

市町が事業主体となる防災工事等に対して、県及び三重県土地改良事業団体連合会は、必要に応じて技術的な助言等の支援を行う。

(3) 情報共有及び連携の方法

防災工事等の推進に向けて設置された、県、市町、三重県土地改良事業団体連合会で構成する「三重県ため池対策推進協議会」において、ため池の保全管理を支援する「ため池サポートセンターみえ」と連携しながら、ため池対策等の情報共有と課題解決を図る。

6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

(1) 応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置の実施

防災工事が必要と判断された防災重点農業用ため池については、可能な限り速やかに防災工事を実施し、所要の安全性を確保する必要があるが、必要な箇所数が多いなどの理由により、防災工事の完了までには一定の期間を要する場合が想定される。このような場合には当面の間、応急的な防災工事の実施やハザードマップ等を活用して住民への避難周知等を実施するなど、浸水区域内の住民の安全が確保されるよう地域の実情に応じて必要な措置に努めることとする。

(2) ICT等の先端技術の導入等による管理・監視体制の強化

防災重点農業用ため池の管理・監視体制を強化するため、必要に応じて、遠隔監視が可能となるよう水位計や監視カメラの設置等を検討することとする。